

業 務 仕 様 書

1 件名

2025 年度ベトナムにおける愛媛県観光 P R 等委託業務

2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業の目的

ベトナムから愛媛県への誘客促進を目的に、ベトナムと愛媛県を結ぶベトジェットエアの新規路線就航の実現に資する、ベトナムの旅行会社及び消費者等への効果的なプロモーションを実施する。

5 業務内容

（１）旅行会社向けプロモーション

ア 旅行会社等訪問

（ア）営業活動

毎月 3 社以上、日本の旅行商品を造成するベトナムの旅行会社を訪問し、愛媛県の観光プロモーションや旅行商品の造成を働きかけるほか、電子メール等を利用した情報発信を行うこと。

（イ）情報収集・報告

上記（ア）の訪問結果、ベトナムにおける旅行業界の動向、訪日観光動向、他の自治体によるプロモーション動向及びベトナムの消費者の中で流行していること等について、毎月、報告書を作成のうえ報告すること。

＜留意事項＞

- ・情報収集にあたっては、現地新聞（日系のメディアは除く）を活用すること。

イ 旅行会社の招請、県内事業者との商談会の開催

ベトナムの旅行会社を愛媛県へ招請するファムツアー実施にあたっての調整（旅行会社の募集、日程調整や航空券の手配、通訳の手配や謝礼の支払い）、およびファムツアーに合わせた県内事業者との商談会の開催に関連しての会場・通訳の手配並びに当日運営。

＜留意事項＞

- ・招請する旅行会社は、ホーチミン市に本社や支店等を有する 5 社程度を想定とする。
- ・招請する人数は、旅行会社と通訳を含めて 6 名程度を想定とする。
- ・愛媛県内におけるツアー行程の提案や手配についても本委託に含むものとする。
- ・ファムツアーは秋の紅葉若しくは冬の雪シーズンでの実施（愛媛県内 3 泊 4 日）を想定とする。

- ・ファムツアー時にはアンケート調査も実施の上、ファムツアー実施後に旅行商品を作成する際の課題を抽出、検証、提言を行うこと。

(2) 消費者向けプロモーション

ア SNS等を活用した情報発信（毎月4回程度）

＜留意事項＞

- ・効果的と思われる観光コンテンツ等の選定や文章の作成を行うほか、写真の収集に努めることとする。
- ・観光コンテンツの選定や文章の内容については、協議会と協議を行うこととする。

イ SNS等での投稿に合わせた広告配信と検証

＜留意事項＞

- ・投稿による反応を随時分析し、次回の投稿に反映させることで、より情報発信効果を高められるように取り組むこと。
- ・またWEB及びSNS上の愛媛に関する話題や関心、ネガティブ面も含め分析し、情報発信に反映させるとともに、分析結果を随時協議会に共有すること。

ウ インフルエンサー招請

インフルエンサーを愛媛県へ招請するファムツアー実施にあたっての調整（日程調整や航空券の手配、通訳の手配、謝礼の支払い）。

＜留意事項＞

- ・訪日旅行に影響力を有するベトナム在住のインフルエンサーを招請し、取材ツアーを行うこと。
- ・インフルエンサーへの謝礼は100万円以内を目安とし、選定においては協議会と協議のうえ決定することとする。
- ・招請する人数は、インフルエンサーと通訳を含めて2名を想定とする。
- ・愛媛県内におけるツアー行程の提案や手配は、本委託には含まず、協議会が別途委託する事業者と調整を行うこととする。
- ・ファムツアーは愛媛県内2泊3日を想定とする。
- ・ツアー後には、記事の投稿及び掲載を行い、愛媛県の魅力を発信すること。
- ・招請したインフルエンサーに対し、ツアーのアンケート調査を実施すること。なお、質問項目は協議会と打ち合わせのうえ決定すること。

(3) 旅行博を活用した情報発信

ベトナムで開催される旅行博に参加し、ブース出展を通じて愛媛県の認知度向上を図る。

＜留意事項＞

- ・ブースについては、来場者の興味・関心を引き、集客につながるように工夫を凝らすこと。
- ・愛媛県の認知度向上に繋がるように、PR方法等について、十分に協議会及び実行委員会と調整を行うこと。

(4) その他

ア 協議会がベトナムで実施するその他事業（展示会への出展及びPR活動、翻訳、出

張時同行及び必要物の受取り等)に協力すること。

イ 協議会が実施するベトナム旅行会社向けの補助金等の事業(補助金交付要綱等のベトナム語への翻訳、交付申請書類等の代理受領、補助金の代理受領及びベトナム旅行会社への補助金支払い)に協力すること。

ウ 本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。

6 留意事項

(1) 著作権

本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。協議会又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める権利については、協議会に帰属するものとする。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 成果品

- ・実績報告書 1部(提出期日は別途指定する)
- ・その他、本業務実施により完成したもの

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと(人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること)。
- (3) 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- (4) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 本業務遂行中に受託者が協議会若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。

ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

- (6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度協議会と受託者とで協議のうえ決定すること。